# MHM Asian Legal Insights

第 157 号 (2023 年 11 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ (編集責任者:弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

#### 今月のトピック

1. インド: 非公開会社における株式の電子化

2. ベトナム : 土地法改正案の国会への提出

3. シンガポール : バーチャルオンリーの株主総会

4. タイ : タイにおける同国外源泉所得に対する課税範囲の拡張

5. ミャンマー: ①: 意匠法及び著作権法の施行

②: ミャンマーに対する経済制裁等の動向アップデート~米

国による追加制裁の発表

今月のコラム ータイの便利なアプリー

#### はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第157号(2023年11月号)を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

※本レターに記載した円建て表記は、ご参照のために、各現地通貨を現在の為替レートで換算したものとなります。

#### 1. インド: 非公開会社における株式の電子化

2023 年 10 月 27 日、インド企業省(Ministry of Corporate Affairs)は、非公開会社における株式の電子化を義務付ける The Companies (Prospectus and Allotment of Securities) Second Amendment Rules, 2023(会社法(有価証券目論見書及び割当て)2023 年第 2 改正規則。:「2023 年規則」)を公表し、即日発効しました。

本レター第 96 号(2019 年 3 月号)でお伝えしたとおり、従前、The Companies (Prospectus and Allotment of Securities) Third Amendment Rules, 2018 (会社法(有価証券の目論見書及び割当て)2018 年第 3 改正規則)が、全ての非上場公開会社を対象として、2018 年 10 月 2 日以降に株式を発行する場合には電子化された形態で株式を発行すること、及び、既発行株式についても電子化を促進することを義務付けていました。インド会社法では、公開会社の子会社である非公開会社は公開会社とみなしてその規制が適用されるため、形式的には非公開会社であっても公開会社の子会社である場合

# MHM Asian Legal Insights

は、この株式の電子化義務を負っていました。

今般の 2023 年規則では、2023 年 3 月 31 日以降に末日を迎える会計年度の末日時点において、「小規模会社(small company)」に該当しない非公開会社(「対象会社」)及びその株主は、当該会計年度末日(通常は、2023 年 3 月 31 日)から 18 か月以内(通常は、2024 年 9 月 30 日まで)に、以下に掲げる株式電子化に関する義務を負うこととされています。なお、ここでいう「小規模会社(small company)」とは、別途会社法に定義される概念であり、原則として、払込済資本金額が 4,000 万インドルピー(約 7,290 万円)を超えず、かつ、直近の会計年度における損益計算書に基づく売上が 4 億インドルピー(約 7 億 2,900 万円)を超えない会社をいいます。

- 対象会社が新規に発行する株式は電子化された形態でのみ発行する義務、及び、株式の電子化に関する証券預託機関(Depositry)へ必要な申請を行い、各株式につき証券識別コード(ISIN)を取得するとともに、これらの情報を既存の全ての株主に知らせること等、全ての株式についての電子化を促進する義務
- 対象会社が新規に株式発行等を行う場合、それに先立ち、当該会社のプロモーター (インド法上の概念で、会社に対する一定の支配権を有する者が該当する)、取締役、主要役職者が保有する全ての株式を電子化する義務
- 対象会社が証券預託機関(Depositry)等の電子化株式を取り扱う機関に対する管理 手数料を適時に支払う義務
- 対象会社の株主は、保有株式を譲渡する場合、譲渡に先立ち、当該譲渡対象株式を 電子化する義務、及び対象会社の株式を引受ける場合、引受けに先立ち、自らが既 に保有する当該会社の全ての株式を電子化する義務を負います。

2023 年規則は、株式の電子化が求められる場合を個別に規定するため、それに該当しない限り、2024 年 9 月 30 日より後において、既発行株式が株券のまま存在する余地を残しているように文言上は読めます。もっとも、電子化に関する手続の履践には時間を要すること、2023 年規則は原則として 2024 年 9 月 30 日までに小規模会社を除く非公開会社の全ての株式を電子化することを志向する趣旨であると考えられることを踏まえると、2024 年 9 月 30 日までに全ての株式の電子化を完了すべく諸手続を進めることが肝要といえそうです。

2023 年規則において要請される株式の電子化をどのように進めるかについては、今後出される可能性がある通達の内容や実務の動向に照らして判断することが必要と思われます。

(ご参考)

本レター第96号(2019年3月号)

https://www.mhmjapan.com/content/files/00036390/20190320-011345.pdf

## MHM Asian Legal Insights

弁護士 小山 洋平

03-5220-1824 (東京)

U3-3220-1024

yohei.koyama@mhm-global.com

弁護士 臼井 慶官

會 06-6377-9405 (大阪)

yoshinori.usui@mhm-global.com

## 2. ベトナム: 土地法改正案の国会への提出

ベトナムでは、天然資源環境省が現行の土地法 (Law on Land No.45/2013/QH13。「現行法」) の改正法の草案を 2022 年 7 月に公表し、その後の議論を経て修正が繰り返されていたところ、2023 年 8 月 14 日、国会に改正法案が提出されました。その後も審議の過程で改正法案に修正が加えられており、今後も審議が続く可能性があり得るところですが、このまま国会で可決された場合には、約 10 年ぶりとなる土地法の全面的な改正となります。なお、改正法案上、施行日は 2024 年 7 月 1 日と提案されています。

本レターでは、本稿執筆時現在において最新である 2023 年 10 月 13 日付けの改正法 案(「本改正法案」)の主要な内容についてご紹介します。

#### (1) リース土地使用権の土地使用料が一括払いとなる場合の限定

ベトナムの土地使用権は、(その取得態様及び土地使用権者に許容される利用形態に応じて)割当土地使用権とリース土地使用権に大別され、そのうちリース土地使用権については、当局への土地使用料の支払方法に応じて、(i)土地使用料が一括払いのリース土地使用権と(ii)土地使用料が年払いの土地使用権に分類されます。この一括払いと年払いのリース土地使用権の主な違いとしては、一括払いのリース土地使用権は、土地使用権の譲渡・担保供与・サブリース等が原則として可能であるのに対して、年払いのリース土地使用権は、譲渡・担保供与が認められず、またサブリースも一定の場合を除いて認められません。

現行法下では、当局からリース土地使用権を取得する場合、土地使用料の支払いについて一括払いと年払いのいずれも選択することができ、また、年払いのリース土地使用権を一括払いのリース土地使用権に変更することもできるとされています。

これに対して、本改正法案では、土地使用料の一括払いが認められる場合が以下に 限定されることとされています。

- ① 農業、林業、養殖業、製塩業の投資プロジェクトを実施するための土地利用
- ② 工業団地、工業クラスター、ハイテク団地、ハイテク農業団地、集中情報技術団地、ハイテク林業団地、工業団地内の労働者用宿泊施設、公共事業用地の事業目的への利用、観光・オフィス事業活動のための商業・サービス用地の利用

最終的な新土地法が当該内容を維持して成立した場合、土地使用料の一括払いを行

## MHM Asian Legal Insights

うことが制限されることにより事業の収益性等に大きな影響を及ぼす可能性があり、また、上記のとおり、年払いのリース土地使用権の処分性が否定されること(譲渡・担保設定等の制限)に伴う不動産開発のストラクチャーへの影響も懸念されるところであり、改正動向を引き続き注視する必要があります。

#### (2) 土地使用権・建物の抵当権者の範囲の拡大

現行法上、土地使用権及び土地上の建物については、ベトナム国内にて営業を行うことを許可された金融機関を抵当権者としてのみ抵当権を設定することができるとされており、このような金融機関以外の法人・個人が抵当権者となることは認められていません。

これに対して、本改正法案では、土地使用権及び土地上の建物について、上記金融機関のみならず、その他の法人・個人のために抵当権を設定することが認められることとされており、抵当権者の範囲が拡大されています。なお、この「その他の法人・個人」に外国投資家や外国投資企業(詳細は下記(3)ご参照)が含まれるか否かは法文上必ずしも明らかではなく、今後の議論を注視する必要があります。

実務上、この抵当権者の範囲が不動産開発プロジェクトのストラクチャーに影響を 及ぼすケースは少なくなく、もしベトナム国内の金融機関のみならず、その他の法 人・個人に対しても土地使用権及び建物への抵当権の設定が認められれば、より柔軟 なストラクチャーを採用できるようになることが期待されます。

#### (3) 外国投資企業が土地使用権を譲り受けることができる事由

現行法下では、外国投資企業(Foreign-Invested Enterprises。一般的に外国投資家が一部でも出資しているベトナム法人をいうと考えられています。)が私人や私企業から土地使用権を譲り受けることは原則として認められません。

本改正法案では、まず、外国投資企業という用語に代わって外国投資経済組織(Foreign-Invested Economic Organizations。「投資法上、外国投資家について定められた条件を満たし投資手続を行わなければならない経済組織」と定義されています。)という用語が使用され、外国投資経済組織は、工業団地、工業クラスター、ハイテク団地において私人や私企業から土地使用権を譲り受けることができることとされています。

#### (4) 土地に関する紛争の管轄権

ベトナムの民事手続法上、「ベトナム内にある不動産に対する権利に関する民事訴訟」はベトナムの裁判所が専属管轄を有すると規定されています。当該規定は抽象的であり、具体的にどの範囲で裁判所が専属管轄を有するかについては議論があるとこ

# MHM Asian Legal Insights

ろです。

そのような中、本改正法案では、現行法と異なり、「土地に関連する商業活動から生じる紛争」は、ベトナムの裁判所又はベトナムの商事仲裁により解決されると規定されています。もっとも、本改正法案の規定も曖昧さを拭えず、また民事手続法上の規定との関係も明らかでないため、不動産が関連する紛争の裁判管轄の考え方、ベトナム国外での仲裁の管轄の有無については引き続き議論を注視する必要があります。

以上は改正内容の一部であり、本改正法案では、土地使用権取得のためのオークション・入札に関する規制の改正等、他にも重要な改正が予定されています。ベトナムの不動産投資等に関与する場合には、土地法の改正や並行して検討されている住宅法・不動産事業法等の改正による影響の有無について子細に確認・検討しておくことが肝要といえます。

弁護士 江口 拓哉

**2** +84-28-3622-2601 (ホーチミン)

☎ 03-5223-7745 (東京)

<u>takuya.eguchi@mhm-global.com</u>

弁護士 眞鍋 佳奈

**2** +84-28-3622-1632 (ホーチミン)

kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 西尾 賢司

**2** +84-28-3622-2602 (ホーチミン)

kenji.nishio@mhm-global.com

弁護士 湯浅 哲

★ +84-28-3622-2613 (ホーチミン)

<u>tetsu.yuasa@mhm-global.com</u>

弁護士 武川 丈士

<u>takeshi.mukawa@mhm-global.com</u>

弁護士 岸 寛樹

**☎** +84-24-3267-4102 (ハノイ)

hiroki.kishi@mhm-global.com

弁護士 大西 敦子

**☎** +84-24-3267-4107 (ハノイ)

atsuko.onishi@mhm-global.com

## 3. シンガポール: バーチャルオンリーの株主総会

シンガポールの会社法 (Companies Act 1967: 「会社法」) において、従前は、バーチャル株主総会 (General meeting) に関する規定はなく、実務上、定款の規定に依拠してウェブ会議方式での株主総会が行われてきました。今般、2023年7月1日付けで施行された改正会社法の Section 173J においてバーチャル株主総会の規定が明文化されました。以下で、上記改正の内容の概要をご説明します。

会社法 Section 173J は、定時・臨時株主総会等に適用され、これらの会議の場所として、下記3つが認められています。

# **MHM Asian Legal Insights**

- 1 [physical place]
- ② 「physical place and using virtual meeting technology」
- ③ 「using virtual meeting technology only」

このうち、②及び③の「Virtual meeting technology」とは、「any technology that allows a person to participate in a meeting without being physically present at the place of meeting」(会社法 Section 4(1))と定義されており、ウェブ会議システムや電話会議システムがこれに該当するとされています。そのため、②が物理的な開催とウェブ会議等を組み合わせた、いわゆるハイブリッド方式の開催であり、③がウェブ会議等のみによる開催となります。

③を選択した場合は、株主及び議長がシンガポール国外のみに点在するような場合もウェブ会議等のみにより株主総会を実施できることとなるため、本改正はシンガポール国外企業が持株会社としてシンガポール法人を保有している場合等も含め、実務上インパクトがあると考えられます。

なお、上記規定は、定款の変更を要することなく全ての株式会社に適用され、その適用を排除するには、定款でその旨明確に定める必要があります。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 細川 怜嗣

+65-6593-9467 (シンガポール)

弁護士 橘川 文哉

😭 +65-6593-9764(シンガポール)

fumiya.kitsukawa@mhm-global.com

弁護士 大林 尚人

**☎** +65-6593-9764 (シンガポール)

naoto.obayashi@mhm-global.com

## 4. タイ: タイにおける同国外源泉所得に対する課税範囲の拡張

タイではこれまで、タイで居住している者(1課税年度のうち 180 日以上タイ国内で居住している者)が同国の国外で得た所得(国外での雇用や事業により、又は国外所在の財産から得た所得)に対しては、その所得が発生した課税年度と同一課税年度のうちにタイ国内に持ち込まれた場合にのみ、課税対象となることとされてきました。

同制度のもとでは、これまで、国外所得への課税を免れるため、タイ居住者が国外所得を得た場合であっても、当該所得をタイに持ち込むタイミングを遅らせ、当該所得発生から次年度以降の課税年度でタイに持ち込むことで、課税を免れるというスキームが事実上広く行われてきました。

しかし、2023 年 9 月 15 日、タイ歳入局 (Thai Revenue Department) はこのような

## MHM Asian Legal Insights

節税対策を封じるため、新たにガイドライン (Por. 161/2566) を発出し、タイ居住者の 国外所得については、<u>同国に持ち込まれるタイミングに関わらず</u>、同国に持ち込んだ課 税年度において、所得として申告しなければならないこととされました。これにより、 従前のように所得が発生した次年度以降の会計年度に所得をタイに持ち込むことで課 税を免れるスキームは、利用できなくなります。この改正は、2024 年 1 月 1 日以降に タイに持ち込まれる国外所得に適用されます。

従前の節税対策は、タイの富裕層が長きにわたり利用してきたものです。今般の新たなガイドラインの発出は、タイにおける節税スキームの構築にあたり、非常に重要な意味を持つものと考えられ、今後、新たな制度への対応が求められることが予測されます。

弁護士 塙 晋

**☎** +66-2-009-5127 (バンコク)

susumu.hanawa@mhm-global.com

タイ弁護士 パヌパン・ウドムスワンナクン

**\*\*** +66-2-009-5152 (バンコク) **\*\*** panupan.u@mhm-global.com

弁護士 西村 良

**☎** +66-2-009-5169 (バンコク)

makoto.nishimura@mhm-global.com

#### 5. ミャンマー

## ①: 意匠法及び著作権法の施行

本レター第96号(2019年3月号)及び第99号(2019年6月号)においてお伝えしたとおり、ミャンマーでは、知財4法(商標法、意匠法、特許法及び著作権法)のうち、2019年1月に商標法及び意匠法が、同年3月に特許法が、同年6月に著作権法がそれぞれ成立しました。これらの施行日は、いずれも別途大統領が定める告示により規定されることになっており、成立以降4年以上も未施行の状態が続いていましたが、本レター第150号(2023年4月号)でお伝えしたとおり、商標法は先行して2023年4月1日付けで施行されています。

そのような中、国家行政評議会(State Administration Council)は、2023 年 10 月 18 日付けの Notification 第 217/2023 号及び第 218/2023 号において、意匠法(Industrial Design Law)及び著作権法(Copyright Law)を 2023 年 10 月 31 日付けで施行することを公表しました。法律の施行に合わせて、施行細則として、意匠法については 2023 年 10 月 29 日付けで意匠規則(Industrial Design Rules)が、著作権法については 2023 年 10 月 23 日付けで文芸、芸術及び関連する権利の登録に関する規則(Rules for Registration of Literacy and Artistic Works, Related Rights)が、それぞれ公表されました。

商標権に続き意匠権及び著作権法が施行されたことにより、ミャンマーで未施行と なっている知財法は特許法を残すのみとなりました。ミャンマーにおける知財法に関す

## MHM Asian Legal Insights

る運用はまだ始まったばかりであり、意匠権の登録手続をどのように進めるのか等、今後の具体的な政府当局の対応については未知数な部分も多いことから、引き続き現地の動向をフォローの上、継続的に情報発信してまいります。

(ご参考)

本レター第96号(2019年3月号)

https://www.mhmjapan.com/content/files/00036390/20190320-011345.pdf 本レター第 99 号(2019 年 6 月号)

<u>https://www.mhmjapan.com/content/files/00036878/20190621-050458.pdf</u> 本レター第 150 号(2023 年 4 月号)

https://www.mhmjapan.com/content/files/00067336/20230420-042932.pdf

# ②: ミャンマーに対する経済制裁等の動向アップデート〜米国による追加制裁の発表

2021年2月1日のミャンマーにおける国家緊急事態宣言発出後の対ミャンマー経済制裁の概要については、本レター第121号(2021年2月号)以降の各号においてお伝えしたとおりです。本稿では、その後の米国による対ミャンマー制裁についての続報をお伝えします。

米国財務省外国資産管理室(「OFAC」)は、米国時間 2023 年 10 月 31 日付けで、Sky Royal Hero Company Limited を含む 3 法人と、国家緊急事態宣言後に組織された国家行政評議会(State Administration Council)により任命された現職の閣僚及び国軍幹部の個人 5 名を、米国による資産凍結措置等の対象者(Specially Designated Nationals and Blocked Persons:「SDN」)として指定することを決定した旨を公表しました。また、OFAC は、2023 年 12 月 15 日以降、ミャンマー石油ガス公社(Myanma Oil and Gas Enterprise:「MOGE」)との金融取引(financial services)を禁じることを決定した旨も併せて公表しています。ここでいう「金融取引」は、融資、送金、口座の開設、保険の提供、保証の供与、為替取引等を含むものとされており、米国の金融機関によるあらゆる取引が禁止の対象となるといえます。

MOGE は、ミャンマーの軍事政権が有する主たる外貨収入源の一つと見られており、制裁対象として早急に指定すべきであるという指摘は従前より強く主張されてきました。欧州連合は2022年2月に MOGE を制裁対象者として指定しており、2年弱遅れて、今般 OFAC がようやく MOGE を制裁対象とすることを決定したことになります。

なお、従前の OFAC の SDN 指定の場合とは異なり、MOGE については、資産凍結措置に基づく取引一般が禁止される訳ではなく、金融取引に限ってその実施が禁止されています。MOGE に関して他の SDN とは異なる取扱いを採ることにした背景については特に明らかにされていませんが、MOGE との取引を全面的に禁止することによって生じ得る何らかの影響を回避しようとする意図があったのではないかと推察されます。例

# MHM Asian Legal Insights

えば、ある米国企業はミャンマーのガス田権益を保有し続けていると報道されており、そのためには MOGE との生産分与契約の締結が必要となりますが、こうした米国企業による MOGE との取引自体が「金融取引」として直ちに禁止されるではありません。また、タイ企業や韓国企業もガス田の権益を保有していますが、元々このようなタイ企業や韓国企業に米国の制裁が直ちに及ぶ訳ではありません。これらの点や、米国としては今回の新たな規制で MOGE との取引全体を禁じた訳では無いという点を踏まえると、米国はガス田に関する取引に一定の配慮を図ったものとみることを可能かも知れません。もっとも、米ドル送金のプロセスにおいて米国銀行が中継銀行として関与することが禁じられることになるため、MOGE が関連する取引で米ドル送金を行うことはほぼ不可能となると思われます。ミャンマー関係の取引における決済通貨は、2021 年 2 月以降の米ドル不足の急速な進行を受けて、徐々に人民元やタイバーツにシフトしつつある状況が既にありましたが、今後この動きが更に加速する可能性があります。こういった動きが中長期的にミャンマーのマクロ経済にどのような影響を及ぼすのか、引き続き注視していく必要がありそうです。

弁護士 武川 丈士

**舎** +95-1-9253652 (ヤンゴン)

<u>takeshi.mukawa@mhm-global.com</u>

弁護士 井上 淳

**☎** +95-1-9253654 (ヤンゴン)

☎ 03-6266-8566 (東京)

atsushi.inoue@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

**☎** +95-1-9253653 (ヤンゴン)

kana.manabe@mhm-global.com

# MHM Asian Legal Insights

## 今月のコラムータイの便利なアプリー

タイに赴任し、早半年が過ぎました。

人生一度は海外で働いてみたい!と転職エージェントのキャッチコピーのような一念発起でタイへの赴任が決まったものの、これまで海外で働いた経験がないことはもちろん、海外に長期滞在した経験もありません。そんな純粋ドメスティック人間として30 余年を過ごしてきた自分が、海外で平穏無事に生きていくことができるのか、行く先には不安しかありませんでした。

そんな私でしたが、結果としては、日本と同じか、場合によってはそれ以上に快適なタイの生活にすぐ馴染み、気づけばあっという間に半年が過ぎてしまいました。私のような海外駐在初心者にとっても、タイが住みやすい理由は色々とあると思うのですが、今回は、その中の理由の一つとして、現在進行形で日々の生活を助けてもらっている、タイで使用できる便利なスマートフォンアプリを一部(個別のアプリ名は控えさせていただきつつ)ご紹介したいと思います。

## 銀行アプリ

タイでは、各銀行がそれぞれの銀行アプリを展開しており、自分も銀行口座を開設する際に、窓口の方にアプリをインストールしてもらいました。この銀行アプリが、送金、引き出し、QRコードによる決済等とにかく多機能で、(便利さ故のセキュリティに対する一抹の不安はなくはないものの、)かつ、スピーディーです。特に、タイではQRコード決済が広く普及しており、一般的な店舗を構えるお店はもちろん、屋台や露天商のような店でもQRコード決済が可能なことが多いため、決済機能は日々本当に大活躍します。お店の人に「スキャンダイマイカ(QRコード決済できますか)?」(自分が話せる数少ないタイ語)と聞くと、「ダイカ(できます)!」といつも元気に答えてもらえます。

#### <u>配車アプリ</u>

日本でもタクシーアプリは比較的普及していると思いますが、タイを含む東南アジアでは、タクシーだけでなく一般ドライバーの方が運転する車両も呼ぶことができる配車アプリが相当普及しています。タイでは、バイクやトゥクトゥク (三輪タクシー) も利用できます。タイでは、やはりどうしても整備されていない歩道や、およそ人が歩くことが想定されていないような道路はまだまだ少な



# MHM Asian Legal Insights

くなく、また、とにかく暑いタイでは、長時間徒歩で移動することは危険を伴うため、公共交通機関を利用できないエリアに向かう際には、配車アプリは大変活躍することになります。行き先を口頭で伝える必要がない、(利用時に代金が確定するため)代金を交渉する必要がないというのも、大きなメリットです。ただし、タイでは、いつもは20分程度で移動できる距離であっても、時間帯によっては数時間かかるほどの渋滞(写真)が発生することも珍しくないので、その点は注意が必要です。

#### フードデリバリーアプリ



フードデリバリーアプリは日本でも既に広く普及していますが、とにかく暑いタイでは、外出が億劫になってしまい、朝はコーヒー、昼はラーメン、夜はカレーとついつい利用しがちです(先週の土曜日)。タイでは、私が把握する限り、数社がしのぎを削っており、配達スタッフの方がそれぞれの目立つユニフォームとリュックサックを背負って、毎日街を縦横無尽に駆け巡っています。私が住むコンドミニアムでは、玄関の前に専用の棚が設置されており、配達されたフード類はその棚にどん

どんと置かれることになります (写真)。当初は、衛生面や安全面が気になり、また、 時々、自分が頼んだ商品が間違って他の人に持っていかれてしまうなど、その懸念が現 実になることもあるのですが、徐々に何も感じなくなってしまいました。

タイに少しでも接点がある方にとっては、あまりに初歩的なラインナップで怒られて しまいそうですが、まさに日々の私の生活を支えるアプリで、おそらくタイに住むほと んどの日本人の方が使用しているアプリではないかと思います。海外駐在者にとっても 生活しやすい便利な時代になったものだとしみじみ思う日々です。

(弁護士 千原 剛)

# MHM Asian Legal Insights

## セミナー・文献情報

▶ セミナー 『タイ法務・ミニウェブセミナー「『デジタルプラットフォームサー

ビス』に対する規制の最新動向~規制対象となるサービスの考え方、

いつまでにどのような対応をとる必要があるかを中心に~」』

視聴期間 2023年10月27日(金)~2023年12月31日(日)

講師 千原 剛

主催 森・濱田松本法律事務所

【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「MHM マイページ」にてご視聴申込みを受け付けており ます

※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、<u>こちら</u>より新規登録の上で お申込みをお願いいたします。

▶ 本 『最新 タイのビジネス法務 (第3版)』

出版社 株式会社商事法務

著者 河井 聡、高谷 知佐子、小野寺 良文、秋本 誠司、塙 晋、岸 寛樹、細川 怜嗣、白井 啓子、山本 健太、千原 剛、西村 良、パヌパン・ウドムスワンナクン、スパカーン・ニンマンタートウォン、プーム

パット・ウドムスワンナクン、マイ・ラパンヤヌ(共著)

#### **NEWS**

▶ 札幌オフィス業務開始のお知らせ

札幌オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として、2023 年 10 月 23 日より、正式に業務を開始いたしました。

札幌オフィスには、M&A、事業承継、スタートアップ等において豊富な経験を有するパートナーである立石 光宏 弁護士に加え、稲津 康太 弁護士が所属し、他の国内拠点(東京、大阪、名古屋、福岡及び高松)及び海外拠点(北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ニューヨーク)、並びにその他の国の提携法律事務所等と密に連携をとりながら、M&A・スタートアップ・事業承継・再生可能エネルギー等のインフラ/エネルギー関連・危機管理・ファイナンス・訴訟・事業再生・クロスボーダー取引をはじめとする幅広い分野において最先端のリーガル・サポートを提供し、北海道の経済発展に微力ながら寄与してまいる所存です。